

太平天国末期における李鴻章の軍事費対策

臼井 佐知子

はじめに

本稿は、太平天国期を境とする政治、財政、軍事の諸権力の中央から地方への移動傾向について、主に財政面からそのあり方を明らかにせんとするものである。右の問題を考察するにあたって、太平天国進入末期並びに鎮圧直後の、李鴻章による江蘇省の地方財政政策の一端に焦点をあてる。

この時期の李鴻章による地方財政政策には二つの側面がある。一つは、太平天国軍の江蘇進入という非常体制下における、軍事費に関わる收支対策であり、他の一つは、田賦を財政収入の根幹とする従来の財政制度に関わる賦税等の改革政策である。後者については稿を改めて詳しく論ずることとして、本稿では、前者を中心に次の二つの視点から検討する。

まず第一は、この時期の李鴻章の財政処理が如何ようなものであり、それを中央政府に対する省政府の財政問

太平天国末期における李鴻章の軍事費対策

臼井

第六十五巻 一二〇三

題として考えた場合、如何ような意味をもつかといふことである。第二は、この時期の蘇州の紳士による財政を中心とした地方行政への関与のあり方が如何ようなものであり、彼等に対し李鴻章がどのように対処し、そのことがどのような結果をもたらしたかということである。

ところで、この時期の李鴻章の権力掌握に論及した主な研究としては、小野信爾氏、およびスペクター(Spector, S.)氏のそれ⁽¹⁾がある。小野氏は、淮軍の成立および江蘇における李鴻章の財政権力の掌握について、精緻に検討しているが、収支対策については具体的にふれておらず、また、李鴻章と蘇州紳士層との関係を共存共榮的としている点等において、本稿と見解を異にする。また、スペクター氏は、小野氏とほぼ同一の視角で淮軍の成立を論じ、地方分権的傾向を重視しているが、収支対策については、若干ふれている程度に止まり、蘇州紳士層についても言及は少ない。

このほかにも、この時期の各地の賦税改革に焦点を据え、紳士層の地方政治関与に言及したものとして、夏井春喜氏の研究⁽²⁾があるが、この時期から紳士層が、地方政治に直接かつ「合法」的に関与するようになつたとしている点で、本稿の結論とは異なる。更に、蘇州紳士の代表者である馮桂芬に焦点をあて、その財政政策を分析したものとしては、ポラチエツク(Polachek, J.)氏の研究⁽³⁾があるが、李鴻章の収支対策との相互関係という視角によるものではなく、本稿とは分析の方向を異にする。

本稿は、以上の諸研究⁽⁴⁾を踏まえつつ、前述の視点から検討することによって、この時期における地方権力の性格を明らかにせんとするものである。

一 前 史

李鴻章は、江蘇省における財政政策を実行する過程で、蘇州紳士層の支持をとりつける必要があった。他方、蘇州紳士層の側から言えば、太平天国進入以前から彼等が追求してきた財政政策を実現するためには、李鴻章および湘軍系官僚に接近する必要があった。そこでまず、太平天国進入以前において蘇州紳士層が推進してきた財政政策が挫折した経緯、および彼等蘇州紳士と李鴻章とが接近するに至った経緯について検討しておきたい。

嘉慶年間より、次第に支出増大の傾向を示していた蘇州⁽⁵⁾省の地方財政は、道光の半ば以降、逼迫の度合を強め、中央に送られる米糧も減少する傾向にあった。こうした省財政、より直接的には州県財政の逼迫の原因としては、まず第一には、納稅戸からの徵稅段階に始まり中央への米糧輸送を経て京倉・通倉搬入に至るまでの、不法な中間取奪を含めた規定額外の経費すなわち「浮費」の増大、なかでも幫費支出の増大にその最大原因があると當時の人々に認識されていた。更に、納稅戸から本来は米で徵收すべき漕糧等を銀両で徵收することを通じて生ずる州県政府の出費の増大もその一因と考えられていた。すなわち、從来太倉州等の米の生産が少ない土地に対しても不作の年には、漕糧等を銀両で徵收することが公認されていたが、実際には他の場合にも納稅戸から漕糧等を銀両ないし錢文で徵收することが広く行われていた。⁽⁷⁾ そして、地方官は徵收した銀両で米を購入し中央に送る方法をとっていた。しかし、輸送経費の増大と、州県政府が米商から購入する米価の騰貴とに伴い、購入米価と戸部が定めた公定折価（納稅戸から漕糧等を銀両で徵收する際の換算額）との間に大きな開きが生じ、その差額を州県

政府が負担せねばならなくなつたことがその原因であるとされた。⁽⁸⁾

こうした財政支出の増大を、州県政府はまず浮収・勒折の形で納税戸に転嫁した。更にそれでは補いきれないなると、官墊民欠（納税戸の未納による欠額部分を、地方政府が他からの収入によつて立替えること）や災害に遭つたと捏報し蠲免を請う等の彌縫的方策でつじつまを合わせようとした。⁽⁹⁾しかし、道光末年には、地方財政はすでに、省内部で処理不能なほどに破綻をきたしてゐたのである。

そこでこの情況を打開すべく、督撫等の地方官と蘇州紳士とにより二つの対応策が主張された。第一は、省レベルを越えた対応策、すなわち、輸送経費ひいては州県政府の浮収を裁減することを目的とした河運から海運への転換政策であり、更には、省より中央へ送られる漕糧を米から銀両に変えるという政策であった。このうち前者については、道光末年以降、二十九、三十年を除き実行された。⁽¹⁰⁾他方、後者については、道光二十九年、両江總督李星沅等の上奏をうけて、納税戸から漕糧を銀両で徴収することを禁するという上諭が降つたが、以後も納税戸からの徴収は銀両で行われたため、咸豐元（一八五二）年には、太倉州等の漕糧を銀両で中央に送ることを請う上奏が両江總督陸建瀛等から提出された。⁽¹¹⁾しかし、これらの対策は、太平天国の進入によつて十分には実現をみなかつた。

第二の対応策は、馮桂芬の発案による「均賦」政策である⁽¹³⁾。この「均賦」政策の内容については、別稿で述べることとし、ここではその性格と挫折の意味とを指摘しておきたい。まず性格についていえば、第一の対応策が、州県政府の支出整減を目的とし、中央政府と省政府との関係に關わるものであつたのに對し、「均賦」政策は、弱

少納税戸の負担軽減を標榜し、蘇州紳士層の手による徵稅手続きの合理化と、高額納稅者たる大戸からの徵稅確保とによって、結果として省政府の収入増をもたらそゝとするものであつた。

次に、この「均賦」政策の挫折については、その原因が蘇州府出身で當時軍機大臣の職にあつた彭蘊章の反対にあつたことは推測に難くない。⁽¹⁴⁾ 彭が反対した理由は、「均賦」政策が在地の紳士層を担い手とするがゆえに、官僚による支配体制を混乱させるものであると考えたからであると思われる。しかもこの場合、彭が維持しようとしたのは、あくまでも中央集権的官僚支配体制であつた。従つて、この時期湘軍系官僚が推進する釐金政策に彭蘊章が反対したのも、この釐金政策が湘軍系官僚の権力を強め、中央集権的官僚支配体制を揺がせると考えたからである。⁽¹⁵⁾ 彭蘊章は、咸豐十（一八六〇）年に失脚するが、彼が「均賦」政策と釐金政策とに反対したことの意味は重要である。何故なら、このことにより、「均賦」政策の発案者たる馮桂芬および蘇州紳士と、釐金政策の推進者でありまた「均賦」政策と同じ性格をもつ賦稅改革を実行しつつあつた湘軍系官僚との、両者が接近する条件が生まれたからである。

咸豐十年四月、蘇州城は太平天国軍により陥落し、江蘇巡撫徐有王は戦死した。このとき、湘軍系官僚に対抗して彭蘊章が支援していた兩江總督何桂清は、徐有王等を残し逃亡したため、責任を問われて罷免され、彭もこれに連つて失脚した。そして六月二十四日には、曾國藩が兩江總督となつた。⁽¹⁶⁾ しかし、曾國藩就任以前に署理兩江總督を勤め、五月以来江蘇巡撫の任に就いたのは、何桂清につながる前蘇州布政使薛煥であつた。従つて、湘軍系官僚にとつても、蘇州紳士にとつても、薛煥は信頼に足る人物ではなかつた。

蘇州城失陥後、蘇州紳士にとつて、十分な戦闘能力をもつ兵勇の確保と、軍餉の確保とが、最も急を要する課題であつた。

前者については、蘇州紳士は咸豐十一（一八五）年に、會防局を設置して太平天国軍との戦いに備える一方、曾國藩に上海に来るよう要請した。その結果、曾國藩は幕下の李鴻章等を送ることを約した。⁽¹⁷⁾

他方、軍餉については、蘇州城の失陥によつて、各省より集められ蓄積されていた軍餉を失つたこと、また、蘇州省下の他の多くの土地も太平天国軍に奪われて正規の田賦徵収が全く不可能となつたことによつて、その餉源を当時浙江系の商人が活躍していた上海の閔稅、釐金、捐納に求めるほかはなくなつていた。そのため五月に、蘇州紳士は、上海税関の管理責任者である蘇松太道の呉煦に対し、彼の親族で會防局グループの一人である吳雲を通して、署理布政使の職に就いて財政を担当するよう求めた。このように、呉煦に財政が委ねられたのは、彼が寧波出身の買辦商人で財力のある楊坊と親しく、また蘇松太道の職を通して外国人と交際があるために外国人の援助をうけやすいと考えられたことによると思われる⁽¹⁸⁾。しかし呉煦の存在は、後に財政掌握を目指す李鴻章にとっては障害となる。そしてこのことが、李鴻章と蘇州紳士との関係を規定する一因ともなるのである。

二 上海到着後の李鴻章による財政権の掌握

李鴻章は、同治元（一八六二）年三月十日に上海に到着するやただちに、人事操作によつて、財政面における権力の掌握に着手した。人事操作は、官僚人事と幕友人事とからなり、官僚人事については、李鴻章到着前に要職

についていた者を解任し、湘軍系官僚を後任に据えることが目指され、他方、幕友人事については、蘇州紳士の一部を幕下に加えることで彼等との協力関係を維持しつつ安徽出身の腹心を据えて、主要な任務に当らせることが目指された。ここでは、李鴻章の人事操作の経緯と、それへの蘇州紳士の側の対応とについて検討する。

まず、官僚人事については、最初に江蘇巡撫薛煥の解任がはかられた。薛煥は、自ら人を湖南・湖北両省に派遣して兵勇を募るなどして、曾国藩を招聘することに反対した。⁽¹⁹⁾ それは自己の地位が危うくなることを恐れてであり、従って、李鴻章が上海に来ることに対しても、好意的ではなかつたと思われる。このような薛煥に対して、李は、薛の軍事統率者としての無能⁽²⁰⁾と、上海にいる外国人、吳煦および蘇州紳士等との円滑な人間関係の欠如⁽²¹⁾とを強調して、その革職を推し進めた。こうして三月二十七日、李鴻章は、薛煥に替つて江蘇巡撫を署理し、十月十二日、正式にその任についた。⁽²²⁾

ところで、李鴻章が苦慮したのは、上海の財政を掌握している吳煦の処遇であつた。本来、李は、湘軍系官僚の郭嵩燾を吳煦に替えて江蘇布政使とし、蘇松糧道を兼務させ⁽²⁴⁾、湖南省出身で湘軍系に近い黃芳とともに、上海の財政を管轄させようとしていた。彼が曾国藩に対し、両者を招き、劣員が侵呑している上海の税務、捐釐の積循を絶つことを願い出たのも、かかる趣旨によるものであつた。⁽²⁵⁾ しかも、五月二十日には、蘇州府吳江県の出身で丁憂中の詹事府詹事殷兆鏞の吳煦批判が、曾国藩のもとに届いていた。それは、吳煦の私人である金鴻保を後循として、俞斌という人物が、各捐局を掌握して弊害を生じさせており、吳煦もまた悪業を行つてゐるといつものであつた。⁽²⁷⁾ そこで李鴻章は、彼等の追い落しを図つて、吳煦の後循である蘇州紳士を幕下にとり込み味方につけ

ける一方⁽²⁸⁾、殷兆鏞の批判にもとづいて調査を行い、金鴻保の方が愈々力を操っていること⁽²⁹⁾、また、吳煦が銀號を開設し、船舶を購入して私的な営利を追求しているという実情⁽³⁰⁾を明らかにした。しかしながら、上海における捐釐各局の情況を熟知している金鴻保と、外国人と親密な関係をもち、上海の財政を掌握している吳煦とを、李鴻章はただちに罷免することはできなかつた。⁽³¹⁾そこで、捐釐については、六日に幕下の腹心である安徽候補道王大經等を派遣して、問題を指摘報告させることとし、⁽³²⁾吳煦等の罷免の機会を待つこととした。

九月の太平天国軍の攻勢は、吳煦罷免の機会をもたらした。李鴻章は、吳煦をして、白齊文(Burgevine, H.A.)麾下の常勝軍を率いて南京へ出兵させ、黃芳を蘇松太道代理に、當時按察使であつた劉郇膏を署理布政使の代行に、それぞれ任せ⁽³³⁾た。そして、十一月に白齊文が上海に戻り、前出の買辦商人楊坊を殴打して軍事費四万両を奪い去るという事件が発生するや、李鴻章は、ただちにその責任を吳煦と楊坊とに問い合わせ、⁽³⁴⁾吳煦を罷免した。あわせて彼等が軍事費として諸洋行から借り入れていた金錢を、彼等に賠償させることとし、⁽³⁵⁾ついに吳煦を追い落すことに成功したのである。

しかし、吳煦の後任には、署理布政使代行の劉郇膏が、翌同治二(一八六三)年に、正式に蘇州布政使となつた。李鴻章がこの人事を承認したのは、劉郇膏を適任と考えていたからではない。⁽³⁶⁾李鴻章は、この段階では当初と異なり、郭嵩燾のような湘軍系官僚が要職を独占することによつて、自らへの反発が生ずることを懸念したからである⁽³⁷⁾。従つて、官僚人事についての李鴻章の意図は、完全には貫徹されなかつた。

次に、財政担当の幕友の人事については、李鴻章は、安徽省出身の前出王大經、閻煥、薛時雨等を幕友とする

一方で、蘇州紳士の中から馮桂芬、錢鼎銘等を幕下に招いた⁽³⁸⁾。馮桂芬等を幕友としたことは、蘇州紳士の協力を得るためにほかならなかつた。この李鴻章の意図は、更に、後述するように、蘇州城回復後、かつて軍機大臣であつた潘世恩の息子の潘曾璋等による収租局設置案を認め、その管理責任を彼等に委ねたことにもみられる。すなわち、これらの人事からは、江蘇省の財政に関する知識を得るためだけではなく、軍餉確保の上からも、蘇州紳士を無視ないし排除することは不可能であると認識し、自らの陣営に引き入れておこうとする李鴻章の姿勢が読みとれるのである。しかし、こうした李の蘇州紳士への働きかけは、蘇州紳士層の一部を適宜利用しつつも、「本籍回避」という制度によつて、彼等を官職から巧妙に排除し、しかも後述するように、釐局委員等主要な任務には、主に安徽出身の腹心を当て、彼等には限られた権限しか与えないという実質的措置と表裏一体をしてゐたのである。

それでは、蘇州紳士の側はこれにどのように対応したであろうか。彼等の中でも行動派であつた前出の潘曾璋について、「盛川碑乘」⁽³⁹⁾の中には次のような記述がある。すなわち、

蘇省中丞李鴻章、藩臺劉郇膏、臬臺郭柏蔭、首府李銘晚、俱潘太傅(世恩)門下士⁽⁴⁰⁾。潘曾璋把持營務、擅作威福、鬻賣保舉、霸收出租、創立新政、悉仿長毛酷虐積弊、勢焰薰灼、威震江南。

とあり、また、

復因沈枝珊以結歡於劣紳潘曾璋、於蘇州閻門開綢緞鋪・錢莊・布莊・醬園、貲本十餘萬金、俱託詞爲潘曾璋發出本錢。未幾、潘復保舉陶雲亭雙月縣丞、派爲蘇城布店總商、得列仕途、又充董事。後聞陶所開各店俱用

太平天国末期における李鴻章の軍事費対策

白井

潘曾瑋出名、意被潘強吞、陶不敢與較。
とあり、更に、

〔潘曾瑋〕妻弟王錫珪竊其餘筆、憑籍威靈、公然冒充紳士、得以出入衙門、經手詞訟、把事公事、婪積巨贓、
……

と記されている。

以上のことから、潘曾瑋が自己の関係者を末端官職につけ、彼等とともに利益を私していたことがわかる。しかしながら、同時に、こうした紳士の行政への関与のあり方が、旧来の如く行政の末端部分に止まるものであること、末端行政を情実にもとづく不合理なものにしていたことも判明するのである。

しかるに、紳士の置かれたこうした立場とそれに由来する行動とは、馮桂芬の理念にそむくものであつた。何故なら、馮桂芬は、「均賦」政策の主体として紳士層を想定していたことにもみられるように、地方統治は官によつてではなく、在地の紳士層を主体として行われるべきであり、この方向で行政を組織化、制度化、合理化することを考えていたからである。⁽⁴¹⁾こうして、馮桂芬の理念は、李鴻章の紳士への待遇と、それに起因する紳士の対応とによって、打ち崩されていったことができよう。

以上のように、官僚人事と蘇州紳士への働きかけを含む幕友人事とを通じて、李鴻章は江蘇省における財政面での権力を掌握した。李は、以後、軍事費に関わる独自の收支対策を遂行してゆくが、それは、江蘇省における彼のこうした強固な基盤を背景として行われえたのである。

三 李鴻章の軍事費対策

(1) 軍事費諸対策

同治元年、財政面における権力の掌握と並行して、李鴻章は、江蘇省の軍事費に関する収支情況を確認し、五月には、

現在統計、毎年洋稅収數不過二百餘萬、毎月僅取銀二十餘萬、除照章核扣英法各二成賠款外、月稅不過十餘萬兩、代徵漢・九二關之稅即在其中、連所收釐捐併計亦祇二十餘萬、而每月兵餉・軍火即須三十餘萬、加以協濟鎮江處兵餉・本省俸廉兵米等款、及京外飭撥緊要之款、無不取給於稅捐、目前之入不敷出、即可知從前之取不敷⁽⁴²⁾。

と奏し、赤字分は毎月十余万両にのぼつてゐるとしている。

七月には、情況は更に悪化するであろうと述べる。すなわち、漢口に關が設けられれば、洋關稅收入が毎月五、六万両にすぎなくなるというのである。⁽⁴³⁾ そして七月二十六日の段階では、同治元年の他の費目からの流用金が百六十万余両に達していると述べている。⁽⁴⁴⁾

こうした深刻な收支情況に直面して、李鴻章は、以後の收支対策の原型ともいべき財政方針をうちだす。それは、第一に、徹底した支出削減であり、第二に、様々な手段による収入増であった。換言するならば、中央からの要求や他地域からの軍餉要求に対し、如何にして送らないでしませるかということであり、如何にして釐捐

等の収入の増大を図るかということであつた。

まず、十一万三千石の米を送るようなどう中央からの要求に対し、数量を減らして九万四千余石の米を購入した。⁽⁴⁵⁾更につづく中央からの二十万石の送米要求については、同治二年一月、次のように述べている。すなわち、二十万石の米を購入するには銀百万両が必要であるが、閔税收入は毎月十万両以下、釐捐收入も二十万両にすぎない。これに対し軍事費支出は、毎月常勝軍の費用五万両、鎮江への軍餉三万両、武器製造費二万両、洋兵への出費数万両、李鴻章軍水陸費用十余万両、松江・上海原部および各標營費十万両であり、中央に米糧を送りたくとも送れないというものであつた。⁽⁴⁶⁾結局この件は、商人等から捐を募り四月に三万石のみ送つたに止まつた。⁽⁴⁷⁾

以上のように、李鴻章は、中央への運米が極めて困難であると説く一方、太平天国軍から新たに回復した太倉州、鎮洋、常熟、昭文、崑山、新陽の各県と、被害が大きかつた嘉定、金山両県の漕糧の一年間の全額免除と、一、二年の減免を上奏した。⁽⁴⁸⁾ついで四月に戦況が好転し、蘇州城奪還が見通せるようになつた翌五月には、田賦規定額裁減、すなわち「減賦」政策と、浮收回減・大小戸不公平是正策とを上奏した。⁽⁴⁹⁾蘇州城回復後に予想される中央からの運米要求に対し、早くも布石を打つたのである。

中央への米糧輸送と漕糧に関する諸减免上奏について、曾国藩等からの軍餉要求に対しては、江蘇省の財政難を言いつつも、一定量を送附した。四月、李鴻章は、中央に送る米糧を購入するための捐銀二万両を含めた六万両を送ることを曾国藩に約束した。⁽⁵⁰⁾その後、市鎮が衰えて釐捐收入は半減したが、上海の金融業者からの募捐や、

釐局の新設による銀収増が考えられるとして、七、八月に、曾国藩と曾国荃とに對し各月四万両を送り⁽⁵¹⁾、九月には再び減じて、曾国荃に三万両を、曾国藩に五百万余文⁽⁵²⁾を、十月には曾国荃に三万両を送つた⁽⁵³⁾。

その年の十月に蘇州城が、十一月には無錫がそれぞれ奪還されたが、財政難は継続した。何故なら、まず蘇州城には、米四万石、稻十余万石のほか、四、五億文相当の物資が残つているだけであり⁽⁵⁴⁾、また、上海の釐捐は重く、かつ釐局があまりに過密に設置されたために、商船はこれを避け、釐捐收入はかえつて減少していかからである⁽⁵⁵⁾。

そこで、こうした財政情況における収入確保の新たな方法が考えられた。それが、太平天国支配下で設けられており、田賦徵収が可能となるまでの過渡的措置として潘曾璋等の進言により設置された収租局による租捐徵收である。租捐は、一畝あたりの収租額を六斗とし、總局が収租し、そのうち二斗を軍米にあて、一斗四升を撫卹にあて、一升を公費にあて、残りの二斗五升を業主にわたすというものであった。ついで翌同治三(一八六四)年、米の生産が平年なみに回復したことにより、吳、長洲、元和三県では収租一石につき八百文を、吳江、震澤兩県ではこれに文廟修建経費を加え、一石につき八百七十文を捐錢として徵収することとした⁽⁵⁶⁾。

他方、蘇州城奪還に伴い、中央や他地域から、収入増をあてにした諸要求がなされた。まず同治二年秋、曾国藩のもとに毎月四万両を送るよう定められた。これに対し李鴻章は、輸送を遅らせ、同治三年には、三月までで三万両しか送らなかつた⁽⁵⁷⁾。このため、曾国藩からの要請にもとづき、總理衙門が、李鴻章に対し輪船経費五十万両分から曾国藩のもとに軍餉を送るよう促し、李鴻章は、このとき鮑超の軍に五万両を、安慶糧台に四万両を、曾国藩に十三万両を送つた⁽⁵⁸⁾。

ところで、同治三年六月、南京が回復されたため、非常時の軍事費対策を継続する根拠は弱まり、中央もまた、これまでの戦乱下における江蘇省の特殊事情を考慮する必要はないと考え、中央への税銀の輸送を求めてきた。これらの要求への李鴻章の対応は、非常時が継続しているということを根拠とする従来の対策の続行であった。たとえば、同治三年十一月に、中央に送る攤捐の未納分の免除を願い出ているほか⁽⁵⁹⁾、関稅、鹽釐等の中央への輸送分を減らしてほしいと上奏している。⁽⁶⁰⁾ そして、その論拠は、回民反乱や捻軍の制圧のための軍餉と、太平天国軍との戦いの際の欠餉とがあり、軍需繁多であるというものであった。⁽⁶¹⁾ 更に、關稅減免の論拠としては、釐捐が重要な餉源であるとするほか、釐捐と關稅はその源は同一であるが、現在關稅は有名無実となつており、もし釐卡を撤廃し閥を設ければ、費用がかかり丁胥の苛索を招くことにもなる⁽⁶²⁾、というものであった。

以上のように、李鴻章は、終始一貫して、江蘇省の財政難を理由として、中央及び他地域からの諸要求に対し、減免という方法で応え、他方、釐捐収入の増大を図るという収支対策を遂行し続けたのであった。

(2) 軍事費収支報告の意味

これまでみてきた軍事費対策について、李鴻章は、どのように中央に対し報告したのであろうか。またそれは、如何なる意味をもつであろうか。それを検討するために、彼が同治四年に提出した軍需収支決算報告をとりあげる。

本来、各省の財政収支決算報告については、年一回から四回、細部項目にわたり詳細に収支を記した清冊を布

政使が作成し、督撫が点検して専摺具奏し、その際、過去の徵稅情況等を簡単な数字で比較して示す清冊を附すという、中央集権的な制度である奏銷制度が行わっていた。この收支決算報告は、地丁銀や漕糧等は勿論のこと、非常の收支についてももなく行われ、中央の認可をうけるという規定であった⁽⁶³⁾。しかし道光末年以降、とくに咸豐元年に捐の徵収について「籌餉事例」が定められ、更に、咸豐三年以降、軍事費を各地方で自ら賄うようになると、この制度は次第に守られなくなつていった⁽⁶⁴⁾。以上のことを背景として、江蘇省では、同治三年六月に南京が回復されると、八月に、同治三年六月以前の蘇州並びに上海に關する軍務で未だ決算報告が行われていない案件については、收支総数を簡明に清冊に記して報告すること、その際、清冊を造り報銷しなくともよいという上諭が降つた⁽⁶⁵⁾。

この上諭にもとづき、湘淮水陸各軍糧餉と卹償、隨當の文武官弁、鹽折采辦、雜支、製造戰船等の項目を正雜款目に分別し、同治元年四月から二年六月末までを第一案とし、二年七月から三年六月末までとを第二案として、同治四年二月十七日に第一案⁽⁶⁶⁾が、六月一日に第二案⁽⁶⁷⁾が報告され、八月二十八日に、前巡撫薛煥と前署理布政使吳煦がすでに報告した咸豐十年一月から同治元年十月三日までの軍事收支報告が補修され追加報告された⁽⁶⁸⁾（以下、追加案と略称する）。更に、李鴻章が江蘇巡撫を離任した後の同治八年（一八六九）年六月二十九日に、同治三年七月から同治四年五月までが第三案として報告された⁽⁶⁹⁾。

まず第一案では、同治元年十月三日以前については、追加案に含まれているので、ここでは十月三日以後について扱うこととされ、収入としては、同治元年一月に兩江總督曾國藩が安徽から撥給してきたものと、李鴻章の

上海着任後の、蘇州布政使司並びに江海関の各庫と、釐捐等の項を合わせて、銀四百四十三万三千五百九十八両、⁽⁷⁰⁾ 錢五千九百十九万七千文⁽⁷¹⁾ が、支出としては、銀四百四十二万三千六百六十七両、錢三千四百二十七万一千文、實存（余剰）銀九千九百三十一両、實存錢二千四百九十二万六千文が報告された。

ついで第二案では、第一案の實存銀並びに實存錢は第二案に繰越して含めることとし、収入としては、同治二年七月から三年六月までの江海関庫から提撥されたもの、釐捐・餉捐等と安徽から撥給されたものを合わせて、銀四百十二万四千五百九十六両、錢二千万文、實存分を合わせると、銀四百十三万四千五百二十八両、錢四千三百九十二万六千文が、支出としては、銀四百十二万五千四百二十両、錢四千三百二十六万四千文、實存銀九千百八両、錢百六十六万二千文が報告された。

更に、同治四年八月二十八日の追加案では、収入は、江海關稅の動撥と各局釐捐とを合わせて、銀四百四十四万六千百八十二両、錢三億六千五十九万二千文、米一千四百六十石⁽⁷²⁾、支出は、銀五百五万五千五百四十両、錢三億六千七百十六万一千文、米二千四百九十五石、赤字分は、銀兩計算で六十万九千五百八十二両、うち十八万三千八百八十八両は、後に欠額補填のための捐を募ることを戸部に上奏して許されて補つたので、實際の赤字分は四十二万八千百九十四両と報告された。なおこの赤字分については、餉票⁽⁷³⁾を給発することを請うことにしたとある。

それでは、これらの收支報告に計上された数値は何を意味するであろうか。追加案、第一案、第二案の各收支情況から次のことがわかる。まず第一に、追加案と第一案との間では、収入・支出それが増加しているのに對し、第一案と第二案との間では、それらがともに減少していることである。この理由は、李鴻章によれば、次

のようすに説明されている。

(イ) 臣於同治元年四月接署撫篆、隨帶水陸各營僅及萬人、將薛煥舊部裁汰簡練合之、華爾常勝軍亦不過四萬人、以入抵出欠缺無幾、旋值漢・九開關、滬稅遞減、僅足養洋兵及分濟鎮江一軍、而臣軍攻勦日急、添募愈多、至二年夏間、水陸已增至七萬餘人、餉無所措、不得不專恃釐捐、乃將滬釐大加整頓、並仿照上游楚軍辦法、克復一處、即酌添卡局以濟軍需、商民僉謂、官兵能殺賊救民、無不踴躍樂輸、創鉅痛深之餘、方有好義輕財之舉、蘇・松被擾較輕、生意尤旺、故捐卡稍密、常・鎮蹂躪最苦、至三年四月克復常州後、不再添釐局。⁽⁷⁴⁾

(ロ) 此一年中(同治二年六月—同治三年六月)、撥用關稅、釐捐之數、較前一年減至一百餘萬、由於蘇・杭收復、商賈四散、釐捐收數漸絀、賴蘇屬租捐陸續得銀八十餘萬兩、稍資湊濟。而放款力求節省、月餉壓欠益多、故雖營數日增軍需日夥、而支用之數、較前一年轉減數十萬、此中竭蹶籌維、實已不遺餘力。⁽⁷⁵⁾

すなわち、追加案と第一案との間の收支の増加は、(イ)によれば、軍事費の増大とそれに伴う釐捐収入の増加によるものである。更に、第一案と第二案との間の收支の減少については、(イ)と(ロ)によれば、釐局新設の停止と、蘇州・杭州回復による上海在住商人の四散とに伴う關稅・釐捐収入の減少が基本的原因であり、支出の減少は、収入が減少したためやむなく節約した結果であり、軍費はむしろ増えているとされている。

第一に、追加案では赤字が計上されているが、第一案、第二案では、ともに収入と支出の数値がみあつており、黒字が若干両計上されていることである。このことは、曾国藩が提出した湘軍の軍餉報告の、咸豐十年五月から同治三年六月までの部分で、収入と支出の数値がみあつており、黒字が若干両計上されていることと照應している。

(76) る。

それでは、以上の二点、收支の増減と、收支間の数値の符号とは、現実の收支情況を正しく反映しているのであろうか。すなわち、まず釐捐收入は本当に減少しているのであろうか。また、(回)で関稅・釐捐の減少分を租捐で補つており、その差は前年に比べ二十万両であるとある。第一案九カ月、第二案十二カ月という日数の差を問わないとしても、第一案と第二案の収入差は約三十万両となり、残りの十万両についての説明はない。仮に、この十万両は一ヶ月一万両に満たないものであるから、他収入とともに一般的の減少を示すものと理解したとしても、釐捐と租捐等の各捐款収入については、如何ようになつてゐるのだろうか。更には、第一案から第二案に至る時期の収入の減少と、余剰分がほとんどないことは、これまで述べてきた李鴻章の收支対策(支出削減、収入増大)からみて、納得がいくものであろうか。

この釐捐と他の捐款との収入については、前出の殷兆鏞と、蘇州府常熟県出身の官僚王憲成とによる次のよくな李鴻章批判がある。すなわち殷兆鏞は、釐卡を設けて徵収する捐以外に、

茶棚卓子・賭場卓子・點心・剃頭・擔糞・擔日捐數千文至數十文、並有妓女捐名⁽⁷⁸⁾。

と、多くの名目で捐が徵収されているとし、王憲成は、

江蘇各項捐款、加以各項田捐、歲可收銀四千萬兩⁽⁷⁹⁾。

と述べ、釐捐・田捐を含めた各項捐款の総額が四千萬両にもなつてゐるとしている。

この批判に対し、李鴻章は、江蘇の捐款は繁雜であるといえども、断じてそのような多額なものではないとし、

更に、江蘇省の收支款目の数値はすべて清单に記して奏明しており、些かも捏造粉飾していないと述べ、次のように付言している。

綜計先後單開如釐捐一項、自元年四月至二年六月止共收銀三百四十九萬餘兩、又另單自元年十月至三年六月止共收銀八十八萬七千餘兩、又自二年七月至三年六月止共收銀二百六萬二千餘兩、此其已報達部者、計兩年有零共收釐捐銀六百四十餘萬、數目不爲不鉅、江〔西〕・楚（湖南・湖北）各省釐金、每年各不過百數十萬、茲於蘇・松二百餘里內歲收釐捐將三百萬辦事、不爲不力。⁽⁸¹⁾

ところで、右が殷兆鏞等への弁明である以上、「釐捐」という言葉に、李鴻章は、釐金以外の他の捐款もすべて含めていると理解しなければならない。そうでなければ、殷兆鏞等の批判に対する弁明とはなりえない。しかるに右の弁明と、(口)とを合わせて考えると、次のように理解できる。すなわち、「釐捐」という項目は、本来は釐卡を設けて徵収する流通税たる釐金であり、その額は、釐金收入をあてるべき支出に対応して一定の規定にもとづいて妥当な額を定めて徵収すべきものである。但し、別に収入が必要な場合、或いは釐金收入額だけではそれをあてるべき支出額にみあわないときには、他の捐款を一時的に設けて徵収していたと考えられる。従つて、前述したような造冊免除の趣旨にもとづき簡明に作成された收支報告においては、「釐捐」の実質が何であるかは明確にはできない。或いは仮に、「釐捐」項目の下に細目があつたとしても、非常の捐款に関する規定がない以上、実際に徵収された捐款のすべての項目と額とが記載されているという保証はない。現に、同治二年の蘇州城回復後まもなく始められた租捐徵収に関する最初の上奏は、この殷兆鏞等の批判に対する弁明の上奏および第一案報告

と日を同じくして上呈されている。このことは逆に、第一案中には租捐の報告がなかつたこと、殷兆鏞等の指摘によつてあわてて上奏したものであることを示しているといえよう。⁽⁸²⁾ (b)は第二案の末尾の文であるが、第一案に租捐を記さなかつたことの弁明と解すれば、その意図するところは明らかであり、関税と「釐捐」との収入が百万両減じたということは、租捐未報告の口実であつて、事実としては疑わしいということになる。すなわち、必要に応じて督撫の意のもとに適宜捐款を徴収することが可能であるという条件と、造冊免除という方針のもとでは、從来の奏銷制度における以上に、數値の操作が容易となる。そうであれば、所謂流通税たる釐金以外の捐款が多額にのぼり、財政収支において余剩金があつたとしても、それを報告中に記さないという可能性が生ずるのである。李鴻章は、この仕組みを利用して、殷兆鏞の批判を巧みにかわしたものと考えられる。

以上のように、李鴻章の中央に対する収支報告は、それを利用して、余剩金の存在を隠蔽したのではないかといふ疑惑を抱かせるのに十分である。おそらくこの余剩金は、淮軍の拡大強化のために費やされ、地方官僚たる李鴻章の権力強化をもたらしたと思われる。

(3) 軍事費対策の実情

ここでは、李鴻章の収支対策が、どのようにうけとられていたかを、前出の殷兆鏞による同治四年の対李鴻章批判上奏を通して検討する。殷兆鏞は、このとき、内閣学士という中央の要職にあり、かつ、蘇州府吳江県出身であつて江蘇の実情を把握していたと思われるからである。

彼の批判は、二点からなり、それは李鴻章の釐捐等の過大な徵収と、行政・人事の私物化とに対するものであり、釐局撤廃の主張を含むものであった。彼はまず、

江蘇巡撫李鴻章戰功雖著、而子惠未孚、百姓之流離者、未盡收恤、地畝之荒蕪者、未盡開墾、不聞德政、惟聞厚斂。……江蘇橫徵暴斂之害、皆指李鴻章而言。⁽⁸³⁾

と述べる。これに対し、李鴻章は、

李鴻章自簡任江蘇巡撫以來、疊克城池、肅清全省、厥功不爲不大、惟以該省事同創始、委用之人較多、則流品易雜、籌餉之途稍廣、則民怨易滋、今軍務未竣、待用孔亟、抽釐之局、自不能全行裁撤。⁽⁸⁴⁾

と、殷兆鏞の言をある程度認めつつも、釐捐徵収は、軍務のために必要であり、釐局は全廢できないとし、釐局の問題に焦点をあて、殷兆鏞の批判に逐一反駁している。すなわち、殷兆鏞が、釐卡が十里ごと或いは五里ごとに設けられており、十錢につき三錢も徵収していく、浙江や上海から蘇州に至るまでに、綢緞には八、九回、木料には五、六回も捐をかけているとし、他にも様々なものに捐がかけられていること等を指摘しているのに対し、李鴻章は次のように反論する。釐卡の設置は五十里ないし七十里ごとであり、その率は「上海定章」に照し千文につき三、四十文を徵収しているにすぎず、浙江や上海から蘇州までの間では、捐は「三回」しかかけておらず、江蘇の捐目は多いが、それは商賈が繁盛し、貨物が輻輳しているというこの地の事情にあわせたものである、といふものである。⁽⁸⁵⁾ そして、釐卡は、合併することを主たる方針とし、軍務が肅清するのをまつて、次第に撤廃する⁽⁸⁶⁾と上奏している。また、殷兆鏞は租捐について、

蘇州前年畝捐四斗、上年民間收租一石、捐錢八百餘文、甚至有不肖官吏、私製步弓丈量、浮增畝數、著佃交糧者。民房多被大小員弁霸佔、原主來認、輒稱入官。⁽⁸⁷⁾

と指摘し、そして、李鴻章のことを、

有抗違朝命、而不顧特功（88）賤民。

と断じている。

更に、第二の点である行政、人事の私物化について、殷兆鏞は、

各捐未免太形瑣屑、至官親・幕友・游客・劣紳、爭充委員、擅用令箭旗牌。⁽⁸⁹⁾

とし、官である親族、幕友、游客、劣紳が争つて委員の任につき、権威をかさにきてほしいままにしていることを指摘している。これに対し、李鴻章は、

紳董稍假事權、擅作威福、恐亦事所難免、著李鴻章將不肖委員、嚴加裁汰。⁽⁹⁰⁾

と述べ、事実の一端は認めながらも、次のように弁明している。

前湖北撫臣胡林翼嘗言、辦理釐捐須依唐臣劉晏之法、引用士人不使胥吏經手、則弊端較少、是以湖南北釐捐分濟、本省及各省征勦之餉、爲日最長、而功效最著、由於擇人、而用不專令候補人員及地方州縣經辦。臣初仿而行之、無論本籍外籍、但求廉勤不苟者、延請入局、官親・幕友實未充當此差、游客・紳士亦必審慎擇取。迨全省肅清、或謂候補人員必須兼用、於是外省員紳漸去漸少。⁽⁹¹⁾

すなわち、釐捐の処理については、弊害を少なくするために、胥吏に任せるべきではないし、また、候補人員や

地方州県官に専ら請負わせるべきではないという前湖北巡撫胡林翼の言を引き、自分は本籍、外籍を問わず、廉勤不苟の人物を求めて入局を請うたのであり、全省が肅清すれば、候補人員も必ず兼用しなければならず、そくなれば外省の員紳も少なくなるであろうというものである。

以上のような殷兆鏞と李鴻章との対立によつて浮き彫りにされるのは、地方統治のあり方についての両者の見解の相違であり、ひいては地方統治における李鴻章の意図である。すなわち、まず殷兆鏞は、李鴻章が釐捐等の過大な徵収で在地の人間を苦しめる一方で、釐局・捐局經營を私物化し、在地の人間を軽視している、と指摘している。そしてそのことは逆に、従来の官僚制を前提とし、在地紳士層がその一翼を担う、という地方統治のあり方についての彼の見解を示している。これに対して李鴻章は、非常時という大義名分によつて、釐捐徵収を正当化する一方、財政運営の眼目である釐局・捐局經營には人材を選び用いることが必要であると述べている。そしてこのことから逆に、督撫という地方権力の主導下で、州県官・胥吏等といった従来の地方官僚機構を否定し、在地紳士層を利用しながらも、実務の権限は自らの幕下の腹心に掌握させる、という地方統治における彼の意図が読みとれるのである。

おわりに

同治元年三月に上海に到着して後、人事を一新し財政を掌握した李鴻章は、軍餉確保のために督撫権限下の釐局等を増設し、釐捐等の徵収を強化した。他方、当面の対策として、中央や他地域へ送る米銀を減らすべく、種々

太平天国末期における李鴻章の軍事費対策

白井

の施策を行つた。

このような李鴻章の軍事費に關わる收支対策を検討してきたことにより、明らかになつたことは次の二点である。

第一は、中央に対する督撫の財政面における権力の強化である。まず、この時期においてその財政収入のほとんどを頼らざるをえなかつた釐捐等は、太平天国軍制圧に必要な軍餉を補うために各省が独自に局を設け徵収したものであつて、当初から督撫にその設置と管理とが委ねられており、戸部にとつては各省からの報告を待つ以外掌握が困難な状態にあつた。また、殷兆鏞の批判にもあるように、釐局・捐局の運営を行う委員も従来の行政系統とは異なる存在であるだけに、その人事も督撫の意のもとにあつた。更に、奏銷制度については、太平天国軍鎮圧後、收支決算報告が行われたが、それは、従来のように清冊を作成する方法ではなく、簡単に項目ごとの收支の数値を記すだけであり、省政府による操作がより容易に行われうるものであつた。そしてそれは、省政府の、より正確には督撫の自由になる資金を確保する手段として機能したのである。従つて、釐捐等の徵収の存続拡充と、従来の奏銷制度の有名無実化とは、中央集権的財政制度の實質的崩壊を導き、清朝中央政府に対する督撫の力を相対的に強化することとなつた。

第二に、蘇州の紳士層の財政を中心とした行政への関与という問題についていえば、李鴻章は軍餉確保のためからも、彼等を適宜幕友等に用いた。そして、従来指摘されてきたように、彼等の中には淮軍関係の仕事についたことで、その後正式に官途についた者も少なくなかつたし、そのことが、相対的に彼等の清朝支配構造内部で

の力を強める」ととなつたことは確かである。しかしながら、それはいゝまでも李鴻章を媒体としての力の強化であり、馮桂芬等の意図したところの、紳士層を主体とする、直接生産者たる一般民衆を対象においての、地方行政の組織化、制度化とは全く別の意味をもつものであった。他方、李鴻章に於ては、少なくともこの時期においては、蘇州紳士層の力は無視しえなかつた。それゆえ、李鴻章は、財政権の掌握を通しての江蘇における権力拡大の過程で、彼等に接近し、彼等を利用したのである。李鴻章は以後、淮軍を含む自らの配下の権力強化を目指す。そして、李鴻章のこの江蘇における権力拡大は、前述の中央集権的財政制度の崩壊に伴う、清朝中央政府に対する督撫の力の相対的増強とあいまつて、地方官僚たる李鴻章の力を更に一層強化する、という意味に歸結するものであつたといふべし。

註

- (1) 小野信爾「李鴻章の登場——淮軍の成立をめぐって——」『東洋史研究』一六巻11号、一九五七年。Spector, S., *Li Hong-chang and the Huai Army*. (University of Washington Press, 1964)
- (2) 夏井春喜『大臣』・『小臣』問題と均賦・減賦政策(上)・(下)』『中國近代史研究会通信』八・一一号、一九七八・七九年。
- (3) Polacheck, J., Gentry Hegemony: Soochow in the T'ungchih Restoration. in Wakeman Jr., F., and Grant, C., eds., *Conflict and Control in Late Imperial China*. (University of California Press, 1975)
- (4) この時期の清朝政権内部の力関係の変動に言及したのみのむしてはほかに、財政面から論じた彭雨新「清末中央與各省財政關係」『社會科學雜誌』九卷一号、一九四七年、および羅爾綱『湘軍新志』商務印書館、一九三九年、近くは、江地「李鴻章及其淮軍」『義和團運動學術討論會論文』、太原市山西大學、一九八〇年、等がある。
- (5) 江蘇省の財政区域は、江蘇布政使と蘇松糧道とが管

轄する蘇州府・松江府・常州府・鎮江府・太倉州の四府一州と、江寧布政使と江安糧道とが管轄する江寧府・揚州府・淮安府・徐州市・海州・通州の四府二州とに二分されおり、それぞれ財政的に独立している。本稿で主に扱うのはこのうち前者である。なお『賦役全書』等には、前者を総称する場合蘇州省と、後者を総称する場合江寧省と記している。これらは正確には「省」ではないが、本稿でも便宜上、前者を総称する場合蘇州省と記す。また、この時期の上奏文等では、一般に江蘇布政使を蘇州布政使と称している。本稿でも以下これにならい蘇州布政使と記す。

(6) 各省から中央に送られる米糧等の内、正免米、白糧の一部、麪麥、黒豆は京倉へ改免米と白糧の一部は通(州)

倉へ搬入される。

(7) 星斌夫『明清時代交通史の研究』、山川出版社、一九七一年、三三六～三五〇頁、拙稿「太平天国前、蘇州府・松江府における賦税問題」『社会経済史学』四七卷二号、一九八一年、参照。

(8) たとえば、道光二十九年に戸部が定めた、納稅戸から銀両で徴収する際の折価は、毎石一両から一両四、五錢であるのに対し、州県政府が米商から米を購入し中央へ送るには、海運の場合ですら二両四錢から六錢を必要とし

ていた(『宣宗實錄』卷四六五、道光二十九年三月己丑)。なお、この時期の民間の米価変動については、拙稿「清代賦税關係數値の一検討」『中国近代史研究』第一集、一九八一年、参照。

(9) 劉鄧齋等撰『江蘇省減賦全案』卷五、稟稿、同治二年三月十二日、「鎮江府知府金以誠稟」。

(10) 星斌夫前掲書、三六一～三七〇頁、星斌夫訳註『大運河發展史』、平凡社東洋文庫四一〇、一九八一年、三四五～三四七頁、参照。

(11) 『宣宗實錄』卷四六五、道光二十九年三月己丑。星斌夫訳註前掲書、二二〇三頁、参照。

(12) 『文宗實錄』卷四六、咸豐元年十月辛丑。

(13) 馮桂芬の「均賦」政策に言及したものとしては、前掲夏井、ボラチエック両論文のほか、高橋孝助「咸豐三年前

後の江南における均賦論」「宮城教育大學紀要」一〇卷、一九七五年、村松祐次「馮桂芬の均賦・減賦論」「近代江

南の租棧」、東京大學出版会、一九七〇年所収、等がある。

(14) 馮桂芬「陳君若木家傳」(『頤志堂稿』卷六)には、「均賦」政策が挫折した理由は、「大戸の要路に居る者」の反対にあつたためとある。高橋孝助氏は前掲論文三七頁で、この「大戸の要路に居る者」を「紳戸」の有力者」とし、「彼ら(「紳戸」)」「大戸」が主導して知県クラスの地方

官を動かしたものであろう」とされている。勿論、「均賦」政策が多くの在地の大戸にとつて受け容れ難い政策であり、彼等の反対をつけたであろうこと、そのために実行が円滑には進まなかつたであろうことは推察に難くない。しかし、督撫の賛同を得、一度は実行に移されたということは、督撫から中央へ上奏文が発せられていたと見るべきであり（「均賦」政策についての上奏、上諭の記録は見出せない）、官途にない大戸や、督撫より低い地位の官の反対で、一度発した上奏を、上諭が降る前に督撫が撤回したとは考え難いし、仮に上奏文が発せられていなかつたとしても、かつての榜眼進士で翰林院に籍を置いた馮桂芬が、彼等大戸や州県官を「要路に居る者」と記すとは考え難い。従つて、この「大戸の要路に居る者」は、當時軍機大臣という中央の要職にあつた彭蘊章であつたと推測される。なお彭蘊章は、道光年間には、馮桂芬等と交流があり（彭蘊章「詒穀老人手訂年譜」道光二十一年七月初七日の条）、しかも、都察院侍郎から工部右侍郎へ転任した

咸豐五年より、この「均賦」政策と同様の政策が湘軍系官僚の手により実行に移されていくが、この湘軍系官僚の政策に通ずる馮桂芬の「均賦」政策の阻止には、後述する釐金政策への反対とともに、彭蘊章等と湘軍系官僚間の政治理念における対立を基盤とする派閥的対立がその背景にあつたと思われる。

(15) ポラチエック前掲論文、一三三二頁、参照。

(16) 曾国藩の西江總督就任は、中央における反湘軍系官僚勢力の弱化によつて実現したといえる。

(17) 馮桂芬「顯志堂稿」卷四、「皖水迎師記」、「滬城會防記」。この間の経緯については、小野前掲論文、三〇六頁、参照。

(18) ポラチエック前掲論文、一四〇頁、参照。

(19) 錢鼎銘「錢農部請師本末」「太平天國史料專輯」、上海古籍出版社、一九七九年所収。

(20) 同註(17)。

(21) 曾国藩「曾文正公全集」△世界書局版、以下同じ△奏稿卷一（以下、「曾全集」奏稿一）、の如く略記）、「查覆江浙撫臣及金安清參款摺」、李鴻章「李文忠公全集」奏稿卷一、「奏報近日軍情摺」同治元年四月二十九日（以下、「李全集」奏稿一、「奏報近日軍情摺」1・4・29、の如く略記）。

(22) 『李全集』朋僚函稿一、「上曾相」1・3・15、1・3・25、「曾全集」奏稿三、「查覆薛煥吳煦參款片」1・8・29。

(23) 李鴻章の江蘇巡撫着任の経緯については、小野前掲論文、六〇「三頁、参照。なお、同治元年三月の薛煥と吳煦の解任要求上奏に対する上諭中では、薛煥解任の理由としては、太平天国に渡返った蘇州府長州県永昌の團練徐佩璋と元和縣周莊鎮の團練費玉曾とを信任したことが主に挙げられている。また、署理上海知県で徇著しい後の劉郇膏を薛煥が嫌忌したことを挙げて、部下掌握の点でも問題があつたことを指摘している(『穆宗實錄』卷二二、同治元年三月乙未)。地方官僚とこれら團練との関係に言及した研究には、小林幸夫「太平天国革命期の『周莊團練』と陶煦(上)」『中國近代史研究』第一集、夏井春喜「太平天国時期の蘇州における土豪的支配について」

(24) 『增淵先生退官記念論集・中國史における社會と民衆』一九八三年所収、がある。

(25) 『李全集』朋僚函稿二、「上曾相」1・9・27。

(26) 殷兆鏞は、アロー戦争に際して、一八五八年強硬な王9。

(27) 小野信爾氏は、前掲論文一五頁で、「ことに會防局紳士グループの黒幕である馮桂芬の(五月初の幕下への)参加は吳煦に対する彼(李鴻章)の立場を非常に有利にしたと思われる。有力な政治勢力——官紳グループが決定的に李鴻章の支持にまわつたことを意味するからである」と指摘されている。

(28) 『曾全集』前掲「覆奏曾秉忠金鴻保參案摺」。(29) 『李全集』前掲「查覆薛煥吳煦參款片」。

(30) 『曾全集』前掲「查覆薛煥吳煦參款片」。

(31) 同註(29)。

(32) 同註(29)。後に李鴻章は、王大經等を、捐釐總局、貨捐局等の責任者とした。

(33) 『李全集』朋僚函稿一、「上曾相」1・9・13。

(34) 李濱古餘撰「中興別記」「太平天國資料匯編」第二冊

下、所収。

同註(24)。

(35) 錢勵撰『吳中平寇記』卷一。なお、同治元年十二月の

黄芳の報告によれば、吳煦は咸豐十一年から同治元年一月にかけて、イギリスの怡和洋行から三十万両、フランスの惇裕洋行から三十万両借り入れているとある(黄芳「代英商怡和洋行索還借款移文」、同「代法商惇裕洋行索還借款移文」『吳煦檔案中的太平天国史料選輯』所収)。このうち承認できな件を除いた三十二万一千余両と洋銀六万三千余元、およびイギリスの阿加刺洋行からの借り入れ金十万両等を、吳煦と楊坊とに賠償返還するよう命令が降されている(吳煦「償還英商阿加刺洋行借款呈」)。

檔案中的太平天国史料選輯 所収)。李鴻章は、
(36) 三月の曾国藩への書簡中で、李鴻章は、
滬中人才多染習氣、惟劉郇膏樸實愛民、吳仲宣(懶カ)來信、亦力贊之。已令其隨營整頓兵勇、練習防勦。但吏才欠精覈、可勝臬司外道之任(『李全集』朋僚函稿一、「上曾相」1・3・25)。

と述べ、劉郇膏の人物についてほめているが、「吏才欠精覈」として、按察使が適當であるとしている。またこの後も、李鴻章は劉郇膏の能力不足を指摘し任を解くよう曾国藩に進言している(『李全集』朋僚函稿三、「上曾相」2・3・10、2・6・9、「復曾元帥」2・5・25)。

(38) 『李全集』前掲「奏調馮桂芬」。

(39) 鶴樵居士輯『太平天国史料叢編簡輯』第二冊、所収。

(40) 李鴻章と劉郇膏は、道光二十七年、郭柏蔭は、道光十二年、李銘皖は、道光二十年の進士。このときの會試主考官は潘世恩である。

(41) 馮桂芬「校邠廬抗議」「復鄉職議」。なお、この思想は周知の如く、馮桂芬独自のものではなく、顧炎武以来のものである。

(42) 『李全集』奏稿一、「代徵長江洋稅急難籌解摺」1・5・27。
(43) 『李全集』朋僚函稿一、「上曾相」1・7・8。なお、漢口・九江の開闢は十一月である(『李全集』奏稿三、「關稅留抵軍餉摺」2・5・30)。

(44) 『李全集』朋僚函稿一、「上曾相」1・7・26。
(45) 『李全集』奏稿三、「籌辦京米章程摺」2・4・7。
(46) 『李全集』朋僚函稿三、「上曾相」2・1・6、「復曾元帥」2・1・6。

(47) 同註(45)。なお、商人等への捐が多額となり商力が疲乏しているという李鴻章のこのときの上奏に対し、中央から江海関の税收入を購入費にあてて米を送るようになりの命令が降ったが、李鴻章は、關稅收入は軍餉にあてるた

め送れないと上奏している（『穆宗實錄』卷五三、同治元年十二月己亥、同書卷五七、同治二年二月戊寅、『李全集』

奏稿三、「關稅留抵軍餉摺」）。

（48）『李全集』奏稿三、「籌賑收復地方並酌請蠲免漕糧片」

2・4・16、『吳中平寇記』卷三。

（49）『江蘇省減賦全案』卷二、章卷、同治二年五月十一日

曾國藩・李鴻章上奏。

（50）『李全集』朋僚函稿三、「上曾相」2・4・4。李鴻章

は、この書簡中で、上海の富商は、嘉興・湖州の絲棧・福

建・廣東の洋藥糖棧、寧波の雜貨木行が中心である、安徽

の商人は從來茶の販賣だけに携わっており上海に来てい

ない、また江西の商人で上海に來ている者の中に富裕な

商人はおらず、蘇州・常州には紳士はいるが商人はいない

い、従つて、江蘇・安徽・江西の商人から商捐を募つても

集まらない、他方、浙江の商人については、左宗棠がすで

に網羅的に商捐を募つてしまつてゐる、と述べ、むしろ左

宗棠治下の寧波等の税釐は増えてゐるから、左軍の入款

は必ず漸次多くなるであろうとしている（『瀕中富商、以

嘉・湖絲棧・閩・廣洋藥糖棧・甯波雜貨木行爲大宗、徽商

向止茶販現無來者、江西亦無富賈流寓在此、蘇・常則有紳

無商、若派員專勸蘇・皖・江西商捐、斷難集有成數、浙商

則左〔宗棠〕帥已一網打盡、且段廉訪所解七萬之後、亦無

續捐。……甯波稅釐、聞月得十五萬元、……紹興想已設卡未知收數、……左軍自此入款必漸多耳。）。これは、

上海に対する曾國藩等の要求を、紹興や寧波にそらそつとするものであると思われる。

（51）『李全集』朋僚函稿四、「上曾相」2・7・17、「復曾

元帥」2・8・3、2・9・8。

（52）『李全集』前揭「復曾元帥」2・9・8。

（53）『李全集』朋僚函稿四、「復曾元帥」2・10・9。

（54）『李全集』朋僚函稿五、「上曾相」3・1・22。

（55）『李全集』朋僚函稿四、「復薛世香觀察」2・12・16。

（56）『李全集』奏稿九、「陳明租捐丈田清理民房情形片」4・

6・1。

（57）趙烈文「熊靜居士日記」十九、同治三年三月二十九日、

『太平天国史料叢編簡輯』第三冊所収、『曾全集』奏稿三、

「瀝陳銅絀情形片」3・4・12。なお曾國藩軍の軍餉は、

毎月、湖北協濟銀五萬両、湖南協濟銀二万五千両、四川協

濟銀五万両、江西協濟銀三万両、および廣東と江蘇からの

釐金で賄われる筈のものであつた。しかし、同治三年三月

の段階では、四川からの銀と湖南の東征局からの銀は送

られて来ず、湖北・江西からの三万両に満たない銀と、廣

東からの規定の七割の釐金を浙江と二分した銀二万両と、江蘇から送られるべき四万両のうち三万両としか送

られて来ていなかつた。

(58) 「熊靜居士日記」十九、同治三年四月朔日、「李全集」朋僚函稿五、「復郭筠僕中丞」3・3・30、「上曾相」3・

4・1・3・4・9、「復吳仲僕漕帥」3・4・10、同書奏稿七、「欠解三成船鈔請歸本省軍需造銷片」3・8・23、

「曾全集」奏稿三、「奏旨覆奏并陳近日摺」3・5・27。

(59) 「李全集」奏稿七、「豁免攤款摺」3・11・5。

(60) 「李全集」奏稿七、「停止攤捐船工片」3・11・5、同書奏稿八、「海關應撥北新贛州太平三關絲稅請免補解片」

4・5・6、同書奏稿九、「帑利現未啟徵籌款解應要需摺」4・6・23、同書奏稿一〇、「議覆鹽釐難分片」5・3・

(61) 「李全集」奏稿八、「餉票收捐停止片」4・4・14、同書奏稿一〇、「淮軍報効欠餉請加廣中額學額摺」5・5・

(62) 「李全集」奏稿八、「滸關暫緩徵稅摺」4・4・14、同書奏稿六、「復陳子奉觀察」4・閏5・17、「復朱子香學使」4・7・13。

(63) 「清國行政法」第一冊、一二九頁、第六冊、五九〇六〇頁、三五六・三六四頁、參照。なお、崩壞以前における清朝の中央と地方の財政に論及した研究として、佐伯富「清代における奏銷制度」『東洋史研究』三二・三三号、一

九六年、岩井茂樹「清代國家財政における中央と地方—酌撥制度を中心として—」『東洋史研究』四二・二号、一九八三年、等がある。

(64) 彭雨新前掲論文、八八・八九頁、何烈「清咸、同時期的財政」、國立編譯館中華叢書編審委員会、民国七十年、三八三・三九九頁、参照。

(65) 「李全集」奏稿七、「軍需核實報銷摺」3・12・27。なお、この「軍需免造冊報銷案」は全國的に實施された。

(66) 「李全集」奏稿八、「蘇滬軍需第一案清單摺」4・2・17。なお、項目別に數値を記した清單がこれに附されていると思われる。

(67) 「李全集」奏稿九、「軍需第二案收支款目摺」4・6・1。

(68) 「李全集」奏稿九、「松滬舊案軍需款目摺」4・8・28。

(69) 彭澤益「清代同咸年間軍需奏銷統計」(『中國社會科學院經濟研究所集刊』第三集、一九八一年)中の「清軍鎮庄太平軍軍事費支出表」に、「蘇滬軍需第一—三案(同治元年四月—四年五月底)」の項目があり、報銷銀兩として、

千二百四十八万二千七百三両とある。このうち第三案の数値は、「同治八年六月二十九日摺」という檔案から引用した数値であるが、右の数値から第一案と第二案の銀両数値を引くと、三百九十三万三千六百十六両という、第一

案、第二案よりやや少ない数値が得られる。

(70) 一両未満四捨五入。

(71) 一千文未満四捨五入。

(72) 一石未満四捨五入。

(73) 『李全集』前掲「餉票收捐停止片」中で、李鴻章は、

これらの欠額を補うために発行した餉票について、効果がないから中止するよう主張している。

(74) 『李全集』奏稿九、「覆奏殷兆鏞等條陳江蘇釐捐摺」⁴・
6・1。

(75) 同註(67)。

(76) 曾国藩率いる湘軍の軍餉收支報告は、同治六年二月に、署理安徽布政使吳坤修、江西布政使孫長絃、前署理安徽布政使調任湖北布政使何璟の具詳にもとづき、咸豐三年九月から同治三年六月までについて行われている。そ

のうち咸豐十年五月から同治三年六月までの分の収入は、銀千六百八十五万四千五百九十七錢有奇、錢九億六千五百五十五万二千文有奇、支出は銀千六百七十六万三千七百七十五兩有奇、錢八億七千二百八十六万三千文有

奇とある(『曾全集』奏稿四、「報銷款目分四案開單摺」⁶・
2・8)。右の報告から、年間平均収入は、銀約四百二十
一万両、錢約二億四千三百三十八万八千文、年間平均支出
は、銀約四百十九万両、錢約二億千八百二十二万六千文と

なる。このことから、曾国藩、李鴻章とともに收支報告の数値がみあつておらず、黒字が若干計上されているほかに、当時の銀錢交換率、毎両千三百〇千四百文(前掲拙稿「清代賦稅關係數値の一検討」参照)で換算すると、收支の數値がそれれば一致していることがわかる。

(77) 第一案の一ヶ月平均収入は、銀約四十九万三千両、錢約六百五十七万七千文、第二案の一ヶ月平均収入は、銀約三十四万四千両、錢約百六十六万七千文であり、銀だけでも一ヶ月約十五万両の開きがある。

(78) 同註(74)。

(79) 同註(74)。「李全集」朋僚函稿六、「復曾相」⁴・
17。

(80) 同註(74)。『李全集』朋僚函稿六、「復曾相」⁴・
17。

(81) 同註(74)。租捐のことと示していると思われる。

(82) 前述したように、第二案では、「釐捐」だけでなく、

(83) 「釐捐・餉捐等」と記されている。

(84) 同註(74)。

(85) 同註(74)。

臣均親歷查勘、於河湖扼要立總卡收捐、於滬紛歧立巡卡照票、以杜繞漏一徵一驗、相隔或五七十里、實無十里五里設卡重徵之事、照上海定章每千錢取三十四十不等、實

無十錢抽三之事、由浙滬至蘇、或捐兩次或捐三次、按成本之輕重貨色之高下刊章共守、亦無綢緞須捐八九次、木料須五六次之事、……蘇省捐目雖多、本由商賈繁盛、貨物輻輳、因地制宜、亦何至有此等荒唐之事。

(86) 同註(74)。

釐卡仍以歸併爲主、俟軍務肅清、再行次第撤裁。

(87) 同註(56)。

『李全集』朋僚函稿六、「復曾相」 4 · 6 · 24。

(88) 同註(74)。

(89) 同註(74)。

(90) 同註(74)。

(91) 同註(74)。